

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

道人事委員会規則

○北海道人事委員会議事規則の一部を改正する規則	1
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	1
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	1
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	1
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	2
○宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	2
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則	2
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2
○単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	2
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	2
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	3
○北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	3
○北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	3

道人事委員会告示

○へき地学校及びその級別の指定の一部改正	3
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正	4

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月31日

北海道人事委員会委員長 楯 田 信 知

北海道人事委員会規則2-62

北海道人事委員会議事規則の一部を改正する規則
北海道人事委員会議事規則（北海道人事委員会規則2-0）の一部を次のように改正する。
第2条第4項中「次項」を「第6項」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。
5 前項に規定する出席は、委員長が必要があると認めた場合に、映像及び音声を共有して

相手の状態を相互に認識しながら適切に意思表示を行うことができるオンライン会議システムによってすることができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月31日

北海道人事委員会委員長 楯 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1434

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7-188）の一部を次のように改正する。
別表第1北海道警察本部地域部航空隊の項中「北海道警察本部地域部航空隊」を「北海道警察本部警備部航空隊」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月31日

北海道人事委員会委員長 楯 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1435

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。
別表第1アの表本庁の項中「東京オリンピック連携推進監」を削り、別表第1カの表監査委員事務局の項中「監査参事」を「担当課長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月31日

北海道人事委員会委員長 楯 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1436

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。
第9条中「扶養親族届」の次に「により、又は人事委員会が別に定める方法」を加える。

第10条第2項及び第10条の2第2項中「記載する」を「記録する」に改める。
第15条第1項中「週外振替整理簿」の次に「により、又は人事委員会が別に定める方法」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢田 信 知

北海道人事委員会規則7-1437

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-284）の一部を次のように改正する。
第3条中「通勤届」の次に「により、又は人事委員会が別に定める方法」を加える。
第4条第2項及び第19条第2項中「記載する」を「記録する」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢田 信 知

北海道人事委員会規則7-1438

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-285）の一部を次のように改正する。
第4条中「によって」を「により、又は人事委員会が別に定める方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢田 信 知

北海道人事委員会規則7-1439

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-354）の一部を次のように改正する。
第3条中「住居届」の次に「により、又は人事委員会が別に定める方法」を加える。
第4条第2項及び第8条第2項中「記載する」を「記録する」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢田 信 知

北海道人事委員会規則7-1440

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表7級の部監査委員の項を削り、同表9級の部中「東京オリンピック連携推進監」を削り、別表第1カの表4級の部教育委員会の款本庁の項中「主幹又は」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢田 信 知

北海道人事委員会規則7-1441

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-754）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「単身赴任届」の次に「により、又は人事委員会が別に定める方法」を加える。

第8条第2項及び第11条第3項中「記載する」を「記録する」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢田 信 知

北海道人事委員会規則14-82

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「東京オリンピック連携推進監 アイヌ政策監」を「アイヌ政策監」に、「大学法人課」を「法人団体課」に改め、同部総合振興局の項中「及び課長」を「課長及び健康推進課主幹」に、「及び施設保全課長」を「主幹及び施設保全課長」に改め、同表監査委員事務局の項中「監査参事」を「担当課長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢田 信 知

北海道人事委員会規則16-39

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16-1）の一部を次のように改正する。
別表第1中9の項を削り、10の項を9の項とし、11の項から18の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢田 信 知

北海道人事委員会規則17-17

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
北海道職員等の育児休業等に関する規則（北海道人事委員会規則17-0）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「第2条第4号ア(㉞)」を「第2条第4号ア(イ)」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「第24条第2号イ」を「第24条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢田 信 知

北海道人事委員会規則23-9

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の退職管理に関する規則（北海道人事委員会規則23-0）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「東京オリンピック連携推進監 アイヌ政策監」を「アイヌ政策監」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第3号

令和3年北海道人事委員会告示第11号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢田 信 知

渡島総合振興局の項中

「函館市大船町 | 大船小学校 | 2 |」を削り、

「磨光小学校」を「南茅部小学校」に改め、

「函館市白尻町 | 白尻小学校 | 1 |」及び

「長万部町字静狩 | 静狩小学校 | 2 |」を削り、檜

山振興局の項中

「上ノ国町字木ノ子 | 滝沢小学校 | 2 |」、

「乙部町字栄浜 | 栄浜小学校 | 2 |」及び

「せたな町北檜山区若松 | 若松小学校 | 2 |」を削り、上

川総合振興局の項中

「富良野市字東山共栄 | 樹海中学校 | 3 |
富良野市字老節布市街 | 樹海小学校 | 3 |」を

「 | 富良野市字老節布 | 樹海学校 | 3 | 」に改め、オ

ホーツク総合振興局の項中

「 | 北見市上仁頃 | 上仁頃小学校 | 1 | 」及び

「 | 雄武町字北雄武 | 豊丘小学校 | 2 | 」を削り、十

勝総合振興局の項中

「 | 新得町字屈足トムラウシ | 富村牛小学校 | 5 | 」を削り、「富

村牛中学校」を「富村牛小中学校」に改める。

北海道人事委員会告示第4号

令和3年北海道人事委員会告示第12号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

釧路総合振興局の項中「標茶中央学校給食共同調理場」を「標茶町学校給食共同調理場」に改める。
